

大矢正夫自叙傳

大矢寛子氏蔵

を達するためには、「生命も、財産も、敢て之を惜まざるなり、要するに一身を犠牲に供して、国家の幸福を進め」ようではないか、と。共に苦悩した内藤はもっとはっきり叫んだ。「強盗何かあらん、殺人何かあらん、要は一身を捨て、国家に貢献するあるのみ」と。

ここには三つの問題点が伏在している。第一は、ともかく封建的な名分論をのりこえ、立憲制樹立のために生命を投げ出すという思想が見られること、第二は、それにもかかわらず、立憲制は「国家」のためにという意義づけがなされていること、すなわち、国家そのものが究明されないうままに最高の価値が与えられ、立憲制は国家に従属するものとされていることである。民権から国権への変容の論理がすでに準備されているといえよう。第三は、目的のために手段を選ばないという、民衆の倫理と相いれない方法がとられたことである。もともとの点については、三人も条件をつけており、良民の辛苦して蓄積した財には手をつけず敵対する官の金と守銭奴の金を奪おうと誓いあっている。大矢らは非常手段の決行により、当時の金で三千元や五千元の軍資金は立ち所に入手できると考えたらしが、実際はそううまくいかなかったのである。

### 非常手段の実行

本県から大阪事件に加わった過半の人は、軍資金かせぎの非常手段決行ということで事件関係者中特異な位置を占めている。大矢はたまたま自叙伝を残したのでその胸中をうかがえるが、他の者にしても決意の苦悩は大同小異であつたらう。非常手段は五回決行されたが、ほとんど所期の目的を達することができなかった。

第一回は、一八八五（明治十八）年六月末、高座郡栗原村の大矢弥市宅をねらったが、結局未遂に終わった。この計画を磯山清兵衛のところを持ち込んだ

のは山本与七である。大矢正夫・山崎重五郎・内藤六四郎は磯山に呼ばれ山本に同行することを命じられた。ねらわれた大矢弥市は、この地域の名望家で慈善家として知られているだけでなく、大矢正夫にとっては「恩師」であり「救命主」であった。良民を襲わないことを条件にしていた大矢は難色を示したが、見張りでよいといわれ、家人を負傷させないことを条件にとうとう決行にふみきった。実行グループには、上記の者のほか、大矢が手紙で呼びかけた愛甲郡の佐伯十三郎・難波春吉、それに山本の弟菊田桑三郎と富田勘兵衛が参加した。一行八人は大矢弥市宅に迫ったが、付近に人が起きており、結局中止せざるを得なかった。

第二回は、同年七月五日、愛甲郡上荻野村の岸十郎平家をねらい、現金十九円を強奪するのに成功した。参加者は、山本・富田・佐伯・難波・窪田久米であった。このうち窪田は、公判で仲間にかばわれ、また友人のアリバイ工作もあって無罪になった。

第三回は、愛甲郡役所の金庫係が藤沢の本金庫に公金を輸送する途中を襲撃しようという計画で、富田・大矢・難波の三人が相模川の六角橋で待伏せたが、その日には別の道で輸送されたため失敗に終わった。

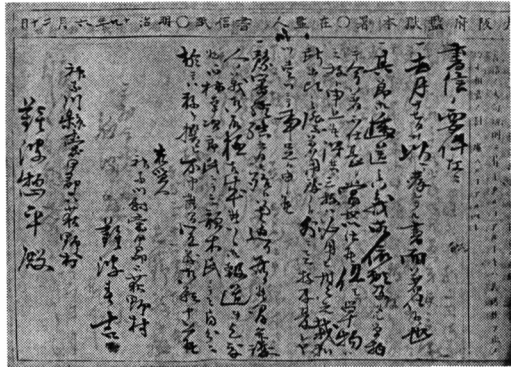
第四回は、山川市郎・天野政立・山崎・難波・大矢の五名で（公訴状では佐伯十三郎、山川・難波）、愛甲郡役所の金庫を直接ねらったが、役所の周辺に人通りが絶えず、また失敗に終わった。第三回、四回目の月日は不明であるが七月から十月の間であることは『大矢正夫自伝<sup>(叙)</sup>』から明らかである。また、この両回とも、郡役所一等書記黒田黙耳が同志の一人として連絡をとっていた。北村透谷が大矢に誘われ、懊悩の末、頭を丸坊主にして辞去の意を示したところであろう。透谷はこれを機に政治と訣別し、思想的彷徨をたどる（色川大吉『増補明治精神史』）。つぎに透谷の「三日幻境」に出てくる著名な一節を引用しておこう。

三たび我が行きし時に、蒼海(庄・大矢正夫)は幾多の少年壯士を率ゐて朝鮮の拳に与らんとし、(中略)。この時に至りて我は既に政界の醜状を悪くむの念漸く専らにして、利劍を把つて義友と事を共にするの志よりも、静かに白雲を趁ふて千峰万峰を攀づるの談興に耽るの思想大なりければ、義友を失ふの悲しみは胸に余りしかども、私に我が去就を粉々たる政界の外に置かんとは定めぬ。この第三回の行、われは髪を剃り節を曳きて古人の跡を蹈み、自から意向を定めてありしかば義友も遂に我に迫らず、遂に大阪の義獄に与らざりしも、我が懷疑の所見朋友を失ひしによりて大に増進し、この後幾多の苦獄を経歴したるは又た是非もなし。  
(『透谷全集』第一巻)

第五回は、同年十月二十一日に決行された。公訴状によれば、山本与七がなお資金を得ようとして、高座郡座間村戸長役場に租税の徴集金があることを探知し、強奪を計画したものである。実行には長坂喜作・菊田兼三郎・大矢正夫の三人が武装してあたり、小使を縛り、錢箱をこわして千七十一円八十錢を奪った。この金は、最終的には、四百円が大井の手許で資金になり、菊田は、計百四十五円、長坂が五百円余を消費したが、大矢は一身のために使いたくないといつて、一錢も受け取らなかつたという。

ここまで見てくると、非常手段の決行には山本与七の役割りが大きい。しかし、その山本は、第二四回公判で、非常手段を天野より頼まれ、やむをえず実行したと述べている。そうだとすれば、本県における非常手段実行グループの最高責任者は天野ということになる。だが、裁判記録がそのまま事実でないことはいうまでもないから、他の資料が少ないままに吟味しながら史実を再構成していくのは非常にむずかしい。したがって、非常手段決行の全体像も、まだはつきりとえがきにくいのである。

なお、ここで本県参加者のうち、他の役割りを演じた者について述べておこう。霜島幸次郎は、磯山の命により八月上旬より九月中旬までの間、古山三吉と名を変え、田代秀吉が開いた鍛冶場で爆発物器具の製造と刀劍製作を手伝っていた。武藤角之助は渡韓隊員の一人であった。村野常右衛門についてはすでにふれた。水島保太郎も金策に努めていたが、村野と同じく非



大阪府監獄署の難波春吉からの書簡 難波春美氏蔵

常手段という方法はとらなかつた。

事件の終結

県下の強盗事件、とりわけ座間村戸長役場がおそわれた事件は、警察側  
に自由党過激派の行為ではないかと推定され、危険を感じた大矢は、渡

鮮部隊の仲間入りを希望して長崎に向かつた。

他方、本隊の動静はどうキャッチされていたであろうか。大阪警察署の稲田警部は、磯山が壮士を率いて長らく大阪に滞在していることや、大井、小林らがあわただしく大阪に去来するのに不審の念を抱き、探偵とともに内偵を続けていた。その結果、志貴山千手院や小槻村岡橋家を襲った者がそれら壮士であることや、渡鮮の計画をつかんだ(石川諒一・玉水常治『自由党大阪事件』)。こうして、十月二十三日、大井、小林は大阪の旅館で逮捕され、二十六日、渡鮮隊は長崎で逮捕された。翌明治十九年一月に入ると、愛甲・高座両郡において、天野、難波、佐伯、山川、黒田、山本、菊田らが、つぎつぎ

と捕えられた。

逮捕者は、大阪市中之島監獄ほかに収容され、大阪軽罪裁判所において取調べが始められた。約一年半の予審後、一八八七(明治二十)年四月に、容疑者五十八名は、大阪重罪裁判所に移された。ここでの公判は五月二十五日から開始され、星亨、板倉中ら十七人の弁護士が弁護にあたった。九月二十四日、判決が言い渡された。本県関係者だけを次に挙げておこう。

- 外患罪……武藤角之助(軽禁錮二年、監視一年)、天野政立(軽禁錮一年半、監視十か月)、村野常右衛門(軽禁錮一年、監視十か月)。
- 強盗罪……長坂喜作(有期徒刑十二年)、山本与七(軽懲役八年)、菊田桑三郎(軽懲役七年)、佐伯十三郎・難波春吉・大矢正天



(輕懲役六年)。

無罪放免……山川市郎、窪田久米、霜島幸次郎。

なお、森久保作蔵、土方房五郎、水島保太郎、黒田黙耳は、すでに予審で免訴になった。

最後に、本県参加者の考え方について、指導的地位にあった天野政立の場合を例として考えてみよう。天野、大矢をはじめ本県参加者はみな、法廷でしばしば朝鮮改革を「内地改良」すなわち国内改革の手段であると述べ、首領大井憲太郎の朝鮮改革を主眼とし、その結果国内改革のきっかけが得られるとする考え方と相違することを明言している。言葉のかぎりでは、国内改革優先論が貫かれている。そうすると、国内改革を叫ぶのにどうして渡鮮するかという疑問を誰しも持つであろう。獄中で記した天野の「鉄窓日誌草稿」が比較的詳しくこの間の事情を説明しているので、その論理をまず取り上げてみよう。

この草稿で天野は、第一に内地改良を言いながら外国の朝鮮で事をかまえる理由として、「一ツハ東洋ノ進歩ニ外交政略三ニ内地改良ノ端緒」を挙げている。第一の「東洋の進歩」とは、「清国ノ羈絆」から独立しようとする金玉均らを援助し、アジアに「義徒」のあることを欧米に示して面目を一新し、対等な条約改正を目指そうというものである。第二の「外交政略」とは、日中朝の間に緊張を生じ、場合によっては交戦もやむをえないという対外路線である。第三の「内地改良の端緒」とは、交戦という事態になれば莫大な軍事費が必要になる。しかし、官民不一致の日本の現状では、人民は軍事費の徴集に應じないであろう。そうすると政府は困り、人民の要求(立憲制)を聞き入れざるを得なくなる。こうして国内改革はその緒につくであろう。このような事態は中・朝にも起こるはずであり、結局三か国は代議政体となり、東洋の面目を一新することになる、と天野はいうのである。結局この論理は、前述したように大井、小林、磯山らが当初計画した時のものとほとんど同じである。この論理のもっと甘い点は、戦争という事態の中で、専制政府が妥協して民主化に應ずると考えていることである。

戦争は一元的な統制を必要とするものであり、統制はより強化され、諸要求は抑圧されることを歴史はむしろ教えているではないか。それに、もっと思想的に問題なのは、日本の立憲制樹立のために、中・朝に戦争を強いるという考え方で、自主対等の外交原則を持たなければならぬはずの民権論からほど遠いものになっている。

本県参加者の中で最高の知識人といえる天野がなぜこのような無暴と云ってよい行為に命をかけたのだろうか。天野の「鉄窓日誌草稿」や公判での陳述から読みとれるものは、明治政府に対する絶望感と深いいきどおりである。松方デフレ下の人民の困難を救おうと租税軽減の運動に天野が取り組んだことは前述したとおりであるが、所詮、意見の採用は「政府ノ権内ニ属スルモノニシテ敢テ其可否ヲ人民ヨリ問フノ権ナク」、もはや国内で合法的には「如何トモスベキ道ナン」という結論にならざるを得なかった。大井らから「朝鮮計画」を聞き、民権運動敗退の絶望的な状況下で焦燥感にかられ、政府に一矢報いようとするれば、もうこれ以外にないという心情を固めたものと推測されるのである。(本項全体の参考文献、色川大吉『新編明治精神史』、同責任編集『三多摩自由民権史料集』下巻、同『大矢正夫自徐伝』、大畑哲『大矢正夫小伝』私版、同「在地指導者のエネルギー——天野政立と相州自由民権運動」『明治の群像』5、資料編13近代・現代(3)五九・六〇・六一)

### 三三 三大事件建白・条約改正反対運動

#### 政界の情勢

自由党の解党、激化事件の敗北後、自由民権運動がふたたび燃え上がったのは三大事件建白運動である。一八八七(明治二十)年、井上馨外相の条約改正案が外部にもれると、政府の秘密外交による従属的な条約改正案に反対する運動がたちまちまき起こった。あわてた政府は、井上案を取り下げたが、専制政府攻撃はさらに強くなっていっ

た。板垣退助は民権運動の要求をふたたび拾いあげ、対等な条約改正をかちとるには国民的合意に基づく憲法制定方式が要請されるし、いまは民衆にとって減税による民力休養が必要である、という長文の意見書を提出した。ボアソナード・谷干城・板垣退助・勝安芳（海舟）の意見書が秘密出版されてひろまった。九月、星らは東京で、関東・東北・北陸の諸県を中心とする十七県の有志代表約百名を集めた全国有志懇親会を開き、その席上、「外交の刷新」、「地租軽減」、「言論集会の自由」の三大要求をかかげて運動を起こすことを決定した。「外交の刷新」とは、条約改正案反対のことであり、いわゆる三大事件建白運動の開始である。

まず、高知県の有志総代が、「生きて奴隷の民たらんよりは、死して自由の鬼たらん」との決意を表明して、地租軽減・言論集会の自由・外交失策の挽回を要求する「三大事件建白書」を元老院に提出した。たちまちこの運動は、二府三十二県にわたり、二千人以上の活動家が上京して集会・デモをくりかえし、陳情・建白運動をくりひろげた。取締りをきびしくしてきた政府は、ついに十二月五日、戒厳令同様の準備を整えて、保安条例を発し、おもな活動家五百七十名を東京市外三里に追放するという弾圧を加えた。伊藤博文がビスマルクより伝受された社会主義者鎮圧法にならったものだといわれている。民権運動再燃の可能性は、これで政治的に断られた。

じつは、三大事件建白の前半から旧民権派の再結集がはかられていた。一八八六（明治十九）年十月、星亨・中江兆民らが発起人となり、東京で開かれた全国有志懇親会がその最初のころみである。席上、星は「今や国会開設の期既に四年の後に迫る。……小異を捨てて大同を旨とすべし。懇親既に成らば団結は自然に生ぜん」と述べた。大同団結運動がここに声をあげたのである。三大事件建白運動は大同団結運動に重なり、自由民権運動の精神を注入する可能性もっていたが、保安条例でその芽をつまれてしまった。星が秘密出版事件に連座し、板垣系の土佐派が保安条例で追放されると、かわって民権派再結集

のリーダーシップをとったのが後藤象二郎であった。一八八八（明治十九）年六月、かれは大同団結運動の機関誌『政論』を発行し、東北・信越・北陸・関東地方の遊説旅行にのりだした。

後藤の構想を推測すれば、「中等社会以上の財産名望ある有力者」の組織化をはかり、そのような地方政社を基礎に全国的大政党を結成し、選挙に勝利して政党内閣を樹立することであつたらしい。各地の運動は、有志者の懇親会・地方政社の結成という形をとり、一八八八年の後半に盛行した。集まる者はおもに寄生地主化しつつある地方有力者であり、かれらの目は議事に集中していた。ところが、後藤はとつぜん、黒田内閣に入閣してしまった。このため大同団結運動は、非政社論をとなえる大井憲太郎らの大同協和会と、後藤とつながり政社論をとる旧主流派すなわち河野広中らの大同倶楽部に分裂してしまつた。なおその後の曲折を経て一八九〇（明治二十三）年、立憲自由党が誕生するが、これと関連する県下の動向は、後の節で詳述される。

**県下の三大事** 三大事件建白運動に県下の有志が登場するのは、一八八七（明治二十）年九月二日である。この日、本県は

**件建白運動** か十六県の有志総代として熊本県人井上敬次郎・長塩亥太郎、新潟県人井上平三郎の三人は宮内省に大臣面会を求めて果たせず、後日、次官に意を伝えることができただけであつた。その後彼らは、さらに一府三県の有志を加えて元老院に建白書を提出したが、却下されている（指原安三『明治政史』）。本県参加者の氏名は不明であるが、恐らくつぎに記す東京浅草の井生村楼での神奈川県有志大懇親会の発起人たちであろう。この大懇親会は十月二十七日に開かれ三大事件建白問題で氣勢をあげた。水島丑之助・中村金助・木村周平・井上光治・伊藤仁太郎らが発起人であつた。この会は建白運動に進まず、当時の新聞をにぎわした県会騒動の発端となる。すなわち、発起人たちは県会議員の出席が少ないことに怒り、たち上らないような「軟派」議員に辞職勧告をつきけることにしたのである。この青年有志に著名な石坂昌孝らが加担し、過日、県会規則

を無視した議員改選が行われたことを口実に辞職勧告運動を展開しだしたのである。旧自由党議員の間でいわゆる内ゲバ事件まで引き起こしたこの騒動は、三大事件建白運動とは無縁の方向にそれただけでなく、壮士による公然たる暴力行使の最初でもあった(渡辺欽城『三多摩政戦史料』、当時の新聞)。ただ、かつての同志が深刻な対立関係に入った真相はよくわからない。

同年十月二十九日、都下におけるデモや集会の盛り上がりを背景に、諸県の委員四十余名は、京橋新肴町の開花亭に集会を開き、十一月十日を限り各地方より建白をすること、各地の有志はその日限に委員を上京させること、上京委員は相集い大懇親会を開くこと、の三項を申し合わせた。この大懇親会は十一月十五日、鷗遊館で開かれ、参加者約四百名の盛況であった。本県からは、つぎの二十八名が参加している。

石坂昌孝	伊藤仁太郎	杉浦花吉郎	鎌田喜十郎	瀬戸岡為一郎	若林豊之助
井上光治	井上三郎	最上幸吉	中村鋺三郎	小原鉄臣	比留問邦之助
難波惣平	片野徳三	小林儀兵衛	鎌田訥郎	三階 舜	古屋正橋
鈴木忠兵衛	芳野恭造	青木正太郎	乗田弥吉	小野房次郎	町田久五郎
清水浩平	新井 童	久保田久米 <small>(龜)</small>	高木吉造		

〔自由党史〕『三多摩政戦史料』

また、難波惣平文書所収、明治二十年十一月の日付をもつ五郡有志の「建白書」(案)は、この統一行動にあわせて取り組まれたものである。ただ、同建白書は元老院編『建白書一覽表』に見当らず、何らかの理由で却下されたものようである。当時提出された建白書を見ると、三大事件——一言論集会の自由、一土地租軽減、三対等でない条約改正案反対——を要望するものが過半をこえてもっとも多く、つぎが三のみを要求するもので、二のみを要求するもの、一と三を要求するものがそれに続く。県下「五郡有志者」の建白は、一、二、三を要求する典型的な三大事件建白書である(資料編13近代・現代(3)五四)。



建白有志者郡五下管奈神

藏氏美春波難

自由民権運動再燃の様子を示し始めた三大事件建白にたいし、一八八七（明治二十）年十二月二十六日、政府は保安条例を発し、活動家五百七十名を皇国外三里の地に追放するという弾圧措置をとった。施行の日から翌年九月にかけて、本県人で退去命令を受けた者は、石坂昌孝・山田泰造・中村克昌・浅岡岩太郎（以上一か年）、伊藤仁太郎（痴遊）・水島丑之助・井上篤太郎（一か年半）、太田美寿・井上万吉・黒田寿男（一か年）の十名である（鶴巻孝雄「国権との相剋」解説『三多摩自由民権史料集』下）、伊藤仁太郎はまた、グナイストの憲法講義と政府側の憲法草案をあわせ『西哲夢物語』と題した秘密出版物を横浜で数部配布したために罰金二十円に処せられている（岩波文庫本『自由党史』下、『明治文化全集』憲政篇）。

石坂昌孝の子石坂公歴まかつくは、アメリカに渡ったが、三大事件建白運動に連帯して在米日本人愛国有志同盟会に加わり、『新日本』と題する新聞を発刊して本国に送り、明治政府を批判した。翌一八八九年一月、帰国した石坂公歴らは、禁錮罰金の刑を受けた。公歴はいま、コロラド山中の「パイオニア・ゲートウ

エイ」に眠っている（色川大吉『新編明治精神史』）。

明治二十年の条  
約改正反対運動

三大事件建白運動を引き起した外相井上馨の条約改正案は結局中止になるが、その後を受けたのが外相大隈重信の改正案である。大隈案は井上案と同じく税権回復にふれることなく、法権回復、外人への内地解

放、外人法官任用、法典編纂予約を骨子とするものであった。そのため、大隈案も外人法官の任用を大審院に限定し、法典編纂について外国の承認を必要としない点が井上案より改善された程度にすぎない「亡国条約」であるとされ、反対運動がまたも巻き起こった。

本県の条約改正中止建白については、指原安三『明治政史』下(『明治文化全集』正史篇下巻)に、一八八九(明治二十二年)九月三十日まで五件あるという元老院の調査が紹介されている。神奈川県倶楽部に属する一市十四郡有志による「条約改正中止之儀建言」(資料編13近代・現代(3)五五、七月三十日提出)、八王子倶楽部有志による中止建白書(八月八日提出)は、この五件の中に数えられているはずである。前者は天野政立が起稿したもので、県会議員その他有志が署名し、天野と石坂昌孝が総代となり元老院に提出された(天野政立文書「台堂小歴史」)。同建白書は、冒頭に述べた大隈案のもつ三つの問題点を批判して中止を要請している。後者の動向は、『東京日日新聞』や『朝野新聞』に紹介されたもので、岡部芳太郎(津久井郡)、森久保作藏・日野英吉(南多摩郡)、下田伊左衛門(西多摩郡)、小野房次郎(北多摩郡)らの総代によって提出された。彼らはすべて神奈川県倶楽部の役員でもあった(鶴巻孝雄「国権との相剋」『三多摩自由民権史料集』下巻)。

県下の中止建白は、この五件にとどまらない。最近の研究によれば、その後さらに、つぎの五件が同年中に提出されている(前掲鶴巻論文)。

- 一 南多摩郡南村、同町田村有志による条約改正中止建白。現存する文書には「明治廿二年十月十日条約改正建白書草按之写」とあり、井上光治、細野喜代四郎が遊説、署名集めに尽力している。
- 二 南多摩郡鶴川村有志による「条約改正中止建白書」。「明治廿二年十月」の日付がある。
- 三 県下青年有志総代による条約改正中止の「陳情書」。『東京日日新聞』(明治二十二年十月二十二日付)によれば、県下の青